

第1次滝沢市総合計画

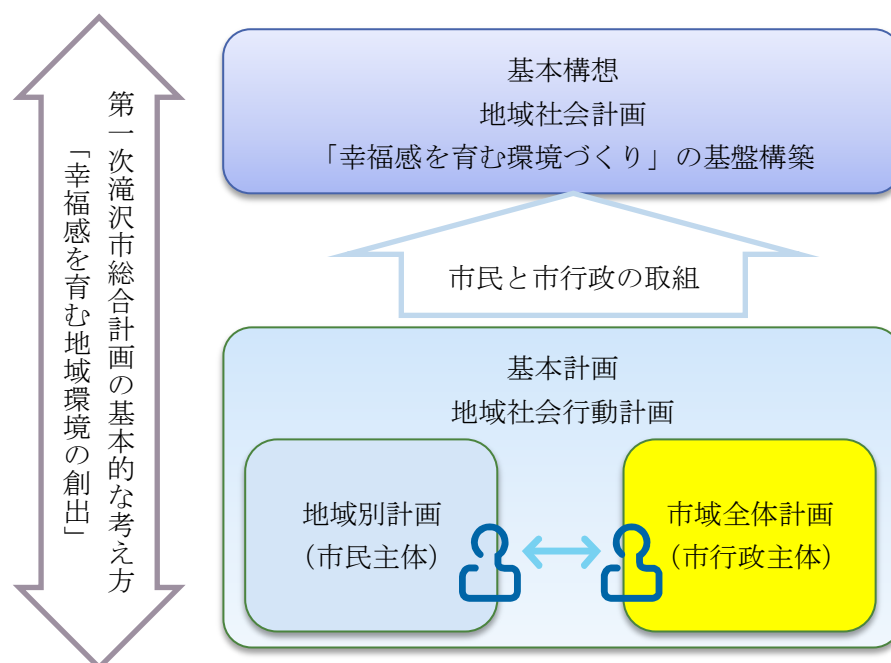
第Ⅱ章

基本計画概要

第Ⅱ章

1 基本計画の役割

基本計画は、市民と行政が互いに連携し、本総合計画が目指す「幸福感を育む地域環境の創出」を実現するための行動計画として、計画期間中の理念や、実現の手段となる施策を整理して体系的に示した、いわば戦略書であり、計画的に地域づくりを進めるための指針となるものです。



2 基本計画の期間

基本計画は8年間とし、計画期間内を前後期4年に区分します。
前期基本計画は、平成27年度から平成30年度。
後期基本計画は、平成31年度から平成34年度。

基本計画は、基本構想期間8年間で前後期に区分して、平成27年度から平成30年度までの4年を前期基本計画、平成31年度から平成34年度までの4年を後期基本計画とします。後期基本計画については、前期基本計画の展開の過程で、社会経済情勢等の変化、基本構想実現に向けた取組の進捗を分析し、別途策定します。

3 基本計画の理念

基本計画は、市民主体による「幸福感を育む環境づくり」の実現に向けて、実際に市民と市行政が共に取り組む「地域社会行動計画」です。

滝沢市では、平成17年度から平成26年度までの10年間、第5次滝沢市（村）総合計画の基本構想に基づき、毎年地域社会アンケート（※1）を実施し、行政サービスへのニーズを把握しながら、効率的・効果的に基本構想が掲げる将来像を達成するための政策展開を住民協働の視点により推進してまいりました。

しかし、進む少子高齢社会を背景とする、生産年齢人口の減少による税収の逡減、医療費や介護に要する社会保障費の増嵩は、滝沢市の財政へ確実に影響を与え始めてきています。

また、過去に整備した公共施設や社会インフラの更新時期を迎えており、今後想定される更新又は維持に要する経費負担の増加など、従来の行政サービスに加え、新たに市民の満足又は利便性を追求する取組は難しい時代へと変化しています。

そのような中、滝沢市は地方自治の本旨である「団体自治」を「市制施行」により、「住民自治」を「滝沢市自治基本条例」の施行により共に強化し、「住民自治日本一の市」を目指して市民と共に歩み始めました。

本総合計画基本構想では、市民一人一人が市民満足と利便性を改めて考え、その考えを行動に移すことで「幸福感を育む環境づくりの基盤を創る」ことを目指しています。

基本構想に掲げる「幸福感」は、「モノ」の充足により得られるものだけではなく、幸せと感ずることができる「心の豊かさ」をも表わすものです。

現在、この「心の豊かさ」を形作る大きな要素として、「人と人とのつながり」いわゆる「社会関係資本」が様々な分野で注目されており、基本構想においても、幸福感を育むための重要な手段として位置付けています。

よって、基本計画では、次の3つの理念（考え方・姿勢）により、市民一人一人が考え、行動する「市民主体」の地域づくりを市民が日常生活で関わる「人と人とのつながり」（社会関係資本）という単位で促すこととします。

また、様々な分野と場面で、「市民主体」による地域づくりを展開させる足がかりとして、「地域づくり」と「安全・安心」という切り口により、市民が地域で幸せに暮らすために、「できることから、取り組んでみよう」という、機運の醸成を図ることを基本とするものであります。

（1）「市民主体」の地域づくり

「幸福感を育む環境づくり」は、市民が考え、行動することから始まります。

「住民自治」の原点であるこの考えを踏まえ、市内の多様な「人とのつながり」を活かし、市民の想いを地域づくりや市の行政サービスへ反映させる「市民主体」の地域づくりの実現を図ります。

(2) 市民の想いを実現する仕組みの共有

基本計画は、市民と公共（滝沢市に置かれる「議会」及び「執行機関」）が滝沢市自治基本条例に掲げる市の将来像に向けて具体的に取り組むための地域社会行動計画であり、市民が担う「地域別計画」と公共が担う「市域全体計画」により、市民の想いの実現を目指します。

(3) 滝沢市が考えるセーフティネットの共有

市民が安心して「幸福感を育む環境づくり」に取り組むためには、滝沢市が考えるセーフティネット（生活の最低水準・滝沢市の最低限度の生活環境基準）が満たされる必要があります。

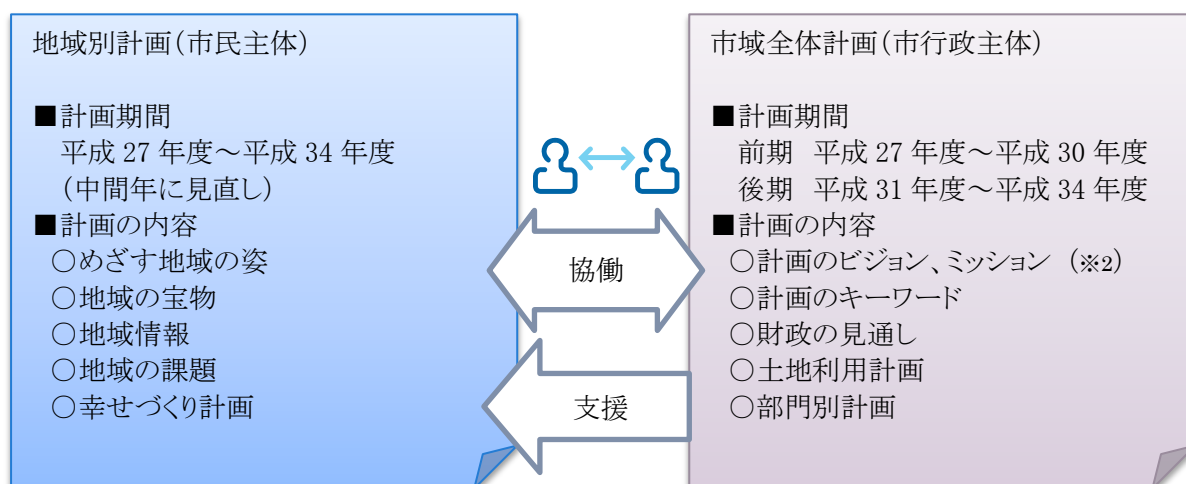
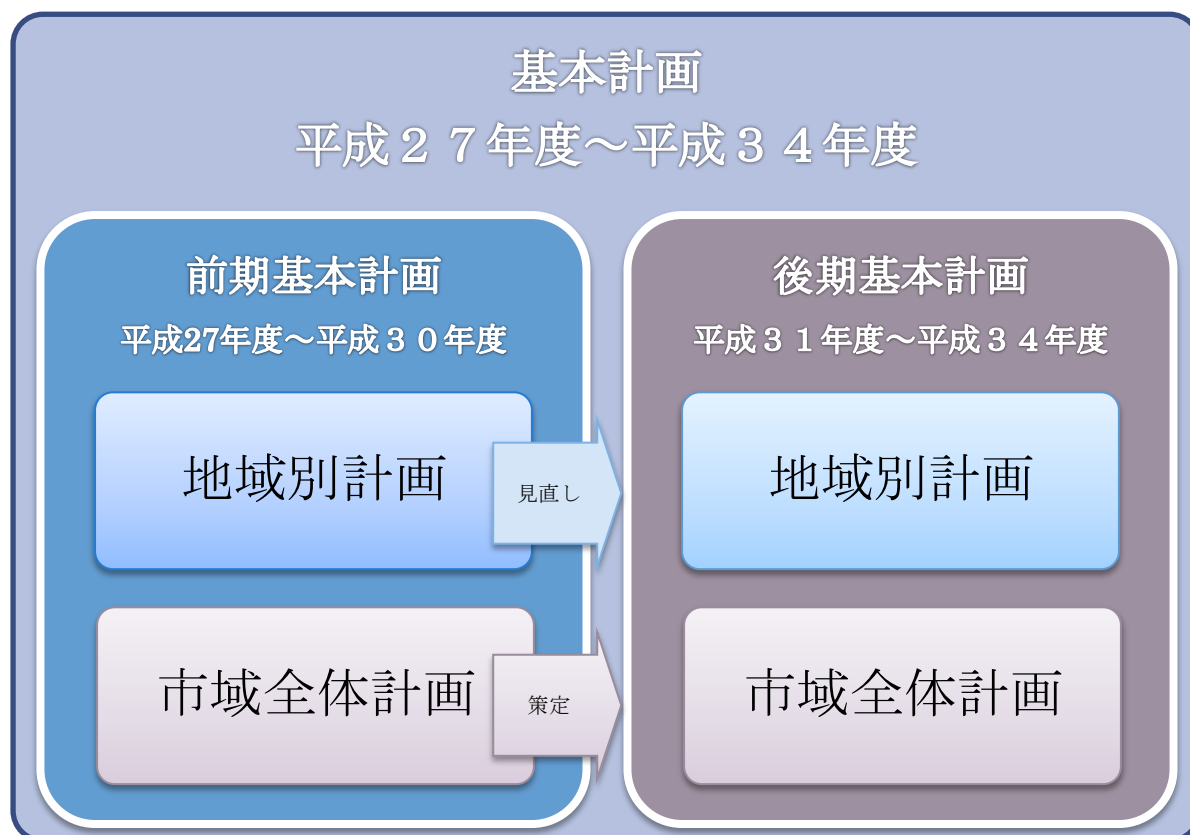
市民が愛着を持ち、住み続けたいと思える地域を次世代にわたり引き継いでいくために、セーフティネット（生活の最低水準・滝沢市の最低限度の生活環境基準）を市民と公共が互いに共有し、維持に向けた取組を図ります。



4 基本計画の構成

「住民自治日本一をめざす地域社会計画」である基本構想の目標を達成するためには、市民、公共による一丸となった取組が必要となります。

そのため、基本計画は、地域社会行動計画として、幸福感を育むための市民主体の地域づくりの取組を表わした「地域別計画」と、公共が市民主体の地域づくりを支援し、市民の想いの実現とセーフティネット（生活の最低水準・滝沢市の最低限度の生活環境基準）を表わした「市域全体計画」により構成し、市民と公共と一緒に「幸福感を育む環境づくり」の基盤構築に向けて取り組むこととします。



第Ⅱ章 基本計画概要にかかる用語解説

P55 ※1 **地域社会アンケート**⇒第5次滝沢市（村）総合計画に基づき、平成17年度から平成26年度までの10年間、市民の意向を把握するために市行政が行ったアンケート調査。

P57 ※2 **計画のビジョン、ミッション**⇒ビジョンとは、将来的にこうなりたいという、目指す将来像を表わしたもので、計画の「目標」。ミッションは計画が果たすべき「使命」を指します。